

令和七年第三回十一月定例会会議録

令和七年十一月十九日 開会

同日 閉会

令和七年第三回大阪広域水道企業団議会
十一月定例会会議録

令和七年十一月十九日（水曜日）午後一時開議

○出席議員

一	番	中野	貴文
二	番	小堀	清次
三	番	大西	耕治
四	番	田中	市子
五	番	神原	宏一郎
六	番	守屋	大道
七	番	浜川	剛
八	番	池辺	貢三
九	番	三井	泰之
十	番	田畑	庄司
十一	番	服部	浩之
十二	番	松本	佑介
十三	番	松本	泰典
十四	番	露原	行隆
十五	番	日根野	谷和人
十六	番	西川	宏
十七	番	村上	順一
十八	番	木田	伸幸
十九	番	山口	由華
二十	番	黒川	実
二十一	番	滝井	稔元
二十二	番	水谷	毅
二十三	番	寺島	誠
二十四	番	畑	謙太郎
二十五	番	古谷	公俊
二十六	番	柳生	駿祐

二十七番	岡田	伴昌
二十八番	中井	勝也
二十九番	二神	勝
三十番	永並	啓
三十一番	平田	要
三十二番	坂原	正勝
三十三番	斧田	秀明

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

企業	部長	永藤	英機
副企業	部長	橋本	正司
技術長兼広域事業部長		中田	耕介
危機管理監兼総務部危機管理課長		藤野	純也
経営管理部長		林	千絵
総務部長		小島	謙一
水道事業部長		渡邊	昇
経営管理部経営企画課長		石橋	剛
経営管理部副理事兼広域連携課長		濱田	雄司
総務部総務課長		尾崎	元伸
総務部財務課長		亀田	麻貴
広域事業部技術管理課長		井上	裕彦
広域事業部副理事兼事業推進課長		田村	武志
水道事業部水道事業企画課長		須山	隆一
水道事業部水道事業推進課長		徳谷	弘吏
監査委員		石崎	一登

○職務のため出席した者

議事	局長	木寄	豊
----	----	----	---

○議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 諸般の報告
(議員辞職許可の報告)
(当選議員の報告・紹介)
(例月現金出納検査結果報告)
- 第四 当選議員の議席の指定
- 第五 第一号議案 大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件
- 第二号議案 大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例等一部改正の件
- 第三号議案 令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件
- 第四号議案 令和六年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件
- 第一号報告 令和六年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件
- 第二号報告 令和六年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件
- 第三号報告 令和六年度決算に基づく資金不足比率報告の件
- 第四号報告 債権放棄報告の件

(橋本副企業長説明)

第六 一般質問

○会議に付した事件
議事日程のとおり

午後一時 開会

○西川議長 ただいまより令和七年十一月定例会を開会いたします。

○西川議長 本日の出席者は三十三名全員で、定足数に達しております。

○西川議長 開議に先立ち、企業長から挨拶があります。

○西川議長 永藤企業長。

(永藤英機企業長登壇)

○永藤企業長 本日は、令和七年第三回企業団議会十一月定例会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

定例会への提出議案は、条例案二件、令和六年度の剰余金処分に係る議決案件二件、決算に関する報告三件、債権放棄に関する報告一件です。御審議をよろしくお願いいたします。

令和六年度決算では、水道用水供給事業、工業用水道事業、市町村域水道事業の大半で黒字を確保できたものの、多くの事業で単年度損益が前年度に比べ減少し、市町村域水道事業の四事業では単年度赤字を計上しました。また、本定例会では、阪南水道事業の料金改定に係る条例案を提出しています。

給水収益が減少する中であっても、水道施設の更新や耐震化を計画的に進めるための財源を確保しなくてはならない厳しい経営状況ではありますが、適正な水道料金を設定し、業務のさらなる効率化に取り組み、持続可能な経営基盤を構築します。

議員の皆様におかれましては、企業団の事業運営に引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、よろしくお願いいたします。

○西川議長 企業長の挨拶が終わりました。

○西川議長 本日の会議を開きます。

○西川議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、畑謙太郎議員及び岡田伴昌議員を指名いたします。

○西川議長 日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日といたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○西川議長 日程第三、諸般の報告を議題といたします。

○西川議長 まず、議員辞職許可報告の件であります。鑄方淳治議員から、九月三十日をもって議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第二百九十二条において準用する同法第二百二十六条ただし書の規定により、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

○西川議長 次に、当選議員報告の件であります。

令和七年十一月一日付で、露原行隆議員、山口由華議員、黒川実議員、水谷毅議員、二神勝議員及び永並啓議員が当選されましたので、御報告いたします。

この際、当選議員を御紹介いたします。
露原行隆議員でございます。

○露原議員 よろしくお願いたします。

○西川議長 山口由華議員でございます。

○山口議員 よろしくお願いたします。

○西川議長 黒川実議員でございます。

○黒川議員 よろしくお願いたします。

○西川議長 水谷毅議員でございます。

○水谷議員 よろしくお願いたします。

○西川議長 二神勝議員でございます。

○二神議員 どうぞよろしくお願申し上げます。

○西川議長 最後に、永並啓議員でございます。

○永並議員 よろしくお願いたします。

○西川議長 以上で御紹介は終わりました。

○西川議長 監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

○西川議長 日程第四、当選議員の議席の指定を行います。

当選議員の議席は、会議規則第三条第一項の規定により、配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○西川議長 日程第五、議案第一号から第四号まで及び報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件外七件を一括議題といたします。

議案は、配付いたしておきましたので、御了承願います。

議案につきまして、副企業長の説明を求めます。

○西川議長 橋本副企業長。

(橋本正司副企業長登壇)

○橋本副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第四号議案及び第一号報告から第四号報告につきまして御説明を申し上げます。

し上げます。

少し飛びますが、四十七、四十八ページを御覧ください。

事業の概況でございますが、九水道事業で当年度純利益を、四水道事業で当年度純損失を計上し、十三の水道事業全体では、単年度で四億二千八十六万余円の利益が生じました。

次に、また少し飛びますが、九十ページをお開きください。

決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は、予算額百一億三千三十八万余円に対し、決算額は百八億六千四百八十六万余円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額百十二億三千三百三十一万余円に対し、決算額は百一億四千五百六十八万余円となっております。

九十一ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額九十三億二千二百二十八万余円に対し、決算額は四十億九千四百九万余円となっております。主な内容は、企業債、国庫補助金等、工事負担金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額百五十億八千八百三万余円に対し、決算額は七十三億七千六百五十七万余円となっております。主な内容は、建設改良費、企業債償還金などでございます。

水道事業会計の決算説明につきましては以上でございます。

続きまして、工業用水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

決算書の三百一ページを御覧ください。

事業の概況でございますが、令和六年度は延べ四百十七の事業所に対して、年間約一億四千三百十四万立

方メートルの工業用水を供給し、単年度で一億二千二百二十万余円の利益が生じました。

少し飛びますが、三百十六ページを御覧ください。決算報告書でございます。

収益的収入及び支出のうち収入について、事業収益は予算額六十六億三千六百五十八万余円に対し、決算額は六十八億四千七十余円となっております。

次に、支出について、事業費用は、予算額七十億八千五百三万円に対し、決算額は六十二億四千八百八十万余円となっております。

次に、三百十七ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち資本的収入は、予算額三十七億三千七百七十八万余円に対し、決算額は三十四億三千六百三十三万余円となっております。主な内容は、企業債、固定資産売却代金などでございます。

次に、資本的支出は、予算額八十二億八千二百七十四万余円に対し、決算額は七十一億七千六百三十万余円となっております。内容は、建設改良費及び企業債償還金でございます。

工業用水道事業会計の決算説明は以上でございます。決算説明が終わりましたので、また、先ほどの定例会資料の提出議案の資料にお戻りください。

十ページを御覧ください。

第三号報告は、令和六年度決算に基づく資金不足比率報告の件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額は生じておりません。

なお、令和六年度決算に対する監査委員意見書及び令和六年度決算に基づく資金不足比率審査意見書は、決算書と同じファイルにとじております。データを御覧の方は、フォルダー名、定例会資料の中にデータを格納しておりますので、どうかよろしくお願いを申し

上げます。

次に、十一ページを御覧ください。

第四号報告は、債権放棄報告の件でございます。

本議案は、債権の管理に関する条例の規定によりまして、令和六年度中に放棄した債権について御報告するものでございます。

内容でございますけれども、未収となっております水道料金及びメーター使用料、計五百八十一件、百九万余円につきまして、条例第十四条第一項第一号、第二号または第五号の規定によりまして、その債権を放棄したものでございます。

議案の説明は以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○西川議長 以上で、副企業長の説明は終わりました。

○西川議長 この際、日程第五、議案第一号から第四号まで及び報告第一号から第四号まで、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件外七件に、日程第六、一般質問を併せて一括議題といたします。

これより、日程第五の諸議案に対する質疑及び日程第六の一般質問を行います。

通告がありますので、順次指名いたします。

○西川議長 初めに、一問一答方式により、三井泰之議員を指名いたします。三井泰之議員。

(三井泰之議員登壇)

○三井議員 こんにちは。高槻市の三井泰之でございます。

本日は、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。一問一答方式で三問お尋ねし、最後に意見と要望を述べたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、一部訂正をお願いしたいと思います。

す。通告書の一問目に、四拡北部幹線の耐震管とありますが、四拡北部幹線の耐震化に訂正していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、一問目に入ります。
まず、四拡北部幹線の耐震化の予定についてお尋ねいたします。

平成三十年六月の大阪府北部地震では、企業団の送水管の破損などにより、高槻市内で大規模な断水、濁水の被害がありました。この経緯を踏まえ、高槻市では、大規模地震でも給水を継続できるように、基幹管路を中心に耐震化を計画的に進めており、今後もさらに推進するため、十月からは水道料金を改定し、耐震化の財源確保を図ったところでございます。

しかし、高槻市の給水量の約七〇％は企業団水であるため、市民への安定給水を維持するためには、企業団にも送水管の耐震化を進めてほしいと考えております。

そこでお尋ねいたしますが、企業団の経営戦略では、北大阪への送水管である四拡北部幹線の更新、耐震化は令和三十二年完成予定と示されていますが、現時点ではどのようなスケジュールかお伺いします。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 当企業団の将来ビジョン及び経営戦略では、府内北部地域に送水している四拡北部幹線のうち、枚方市にある村野浄水場から箕面市にある千里浄水池までの区間約二十七キロメートルを令和三十二年までに更新することとしています。

事業の実施に当たっては、村野浄水場に近い上流側から工事を進めることとし、現在は、村野浄水場から天野川までの区間約三キロメートルは詳細設計に着手、天野川から高槻市にある郡家ポンプ場までの区間約十

二キロメートルは基本計画の検討をしている状況です。郡家ポンプ場までの工事や通水の時期については、現在検討している基本計画の中でスケジュールを設定する予定です。

なお、更新工事の効果を早く発現させるため、一定の区間が完成した時点で通水を開始することとしており、高槻市へのルートについては、村野浄水場から郡家ポンプ場までの区間が完成した時点で、新しい管路で送水できる見込みです。

○西川議長 三井泰之議員。

(三井泰之議員登壇)

○三井議員 御答弁いただきました。
次に、二問目は、断水発生時の対応についてお尋ねいたします。

高槻市は、受水の一〇〇％を村野浄水場からの送水に依存しておりますが、北大阪の他の市は、村野だけではなく三島など他の浄水場からも受水しております。こうした状況で、耐震化を進めるまでの間に大地震が発生し、村野からの系統が断水した場合、高槻への送水は止まる状況であります。このようなときは、破損箇所の修繕補修を最優先に対応されることはもちろんですが、それ以外にはどのような対応をお考えなのかお伺いいたします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 藤野危機管理監兼危機管理課長。

○藤野危機管理監兼総務部危機管理課長 高槻市へは、村野浄水場から淀川を越えまして、四拡北部幹線、五拡北部幹線の二本の送水管で送水してございます。

平成三十年に発生しましたマグニチュード六・一、最大震度六弱の大阪北部地震では、高槻市内では、下田部町におきまして、四拡北部幹線φ九百ミリメートルが破損する被害を受けましたが、五拡北部幹線で

は、大きな被害は発生してございません。

下田部町の破損箇所につきましては、全所属を挙げまして対応して、一日で復旧いたしました。

地震等で送水管に被害を受けた場合は、送水管の二系統化によります他の系統からの送水への切替えや、浄水池やポンプ場に貯留している水を最大限に活用し、できる限り受水市町村に影響が及ばないよう努力しつつ、早期の修繕、補修に取り組みます。

また、企業団では、近隣の近畿二府五県や阪神水道企業団などの大規模な水道用水供給事業体と相互応援協定を結んでおり、必要に応じ、これらの協定先や日本水道協会を通じて全国の水道事業体に応援を要請し、早期の復旧に努めてまいります。

○西川議長 三井泰之議員。

(三井泰之議員登壇)

○三井議員 二問目の御答弁をいただきました。
三問目は、工業用水道の漏水についてお尋ねいたします。

本年十月二十二日に本市の津之江北町付近で工業用水道の送水管で漏水が発生し、阪急電車のアンダーパスの市道が冠水して通行止めとなりました。

今年度になってから、高槻市内では永楽町、緑町の事案と合わせて既に三件も工業用水道での漏水が発生しております。

工業用水道も管路の老朽化が進行し、漏水が増加傾向にあると思われませんが、ここ数年の漏水の件数や原因、工業用水の老朽化状況と更新の状況など、どのような対策を進められているのでしょうか、お伺いいたします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 去る令和七年

十月二十二日午後五時頃に高槻市津之江北町付近の工業用水道管で漏水が発生し、阪急電鉄横断部、高槻市道川西津之江線のアンダーパスにおいて通行止めとなった事案が発生しました。

令和二年度から令和六年度の直近五年では、府域全体の工業用水道における漏水は六十三件発生しており、毎年十数件程度が発生しています。

また、今年度の府域全体の工業用水道における漏水は、現時点で九件発生しており、うち、北部水道事業所管内で三件となっています。

府域の工業用水道は、産業基盤の整備と地盤沈下対策を目的とし、高度成長期となる昭和三十四年から施設整備を進めてきており、六十年を超える管路もあり、全体的に老朽化が進んできている状況にあります。

このことから、工業用水道の管路の施設については、日常から管路巡視や点検等の維持管理業務を計画的に実施しているものの、近年、管路の腐食が原因となる漏水が毎年同程度発生しており、全体的に老朽化が進行しているものと考えております。

北部水道事業所管内では、管路のループ化や連絡管を整備することで断水リスクを軽減しており、今後は、主要箇所となる鉄道や河川の横断部等の更新を順次進めることで、漏水事故による通行止め等の影響を最小限にするように努めます。

○西川議長 三井泰之議員。

(三井泰之議員登壇)

○三井議員 御答弁がとうございました。

最後は意見と要望を述べさせていただきます。

まず、四抔北部幹線の更新、耐震化についてです。

当企業団の経営戦略では、令和三十二年度までに更新する計画となっておりますが、村野浄水場に近い上流側から工事を進めるとのことです。四抔北部幹線の

中で高槻ルートは上流側にありますので、比較的早く更新が完了すると理解しました。また、更新効果を早く発現するため、完成した時点で通水を開始することです。受水側の市町村にとつては大変有意義な取組であり、確実に実施していただくことをお願いしておきます。

次に、断水発生時の対応についてです。

平成三十年に高槻市内で四抔北部幹線φ九百ミリメートルが破損する被害がありました。五抔北部幹線では大きな被害は発生しなかったとのことで、地震等で送水管に被害を受けた場合の対応としては、送水管の二系統による他の系統からの送水への切替えが有効であると理解しました。

しかしながら、南海トラフ地震のような大地震が発生した場合には広範囲で甚大な被害が想定されますので、最大限のリスクを想定しておく必要があります。

ただ、ハードの整備は、財政面や時限性の観点から一定の限界があることから、御答弁にあった協定のみならず、既に協定を締結していると聞きしておりますが、遠隔自治体との連携をさらに進めるなど、市町村への影響が極小化するように取り組んでいただきたいと思っております。

次に、工業用水道の漏水についてです。

漏水は、管路の老朽化が進み、管路の腐食によるものが要因であるとの御答弁でした。昨今、高槻市内での漏水の頻度が高まっており、御答弁のとおり、主要箇所である鉄道や河川の横断部等の更新を着実に進めていただくこと、また、更新までの間は、日常からの管路巡視の徹底、さらに漏水発生時には適時適切に対応策を講じていただくことなど、漏水事故による通行止め等の影響を最小限にする取組をお願いいたします。

最後に、昨年の能登半島地震では、大規模な断水の

被害が目ざされ、その後も全国的に漏水などの水道の事故に注目が高まっております。また、南海トラフ地震の発生確率も高まっております。老朽化への対応や、大規模地震への対策は急務と考えております。企業団が送り届ける水は、府民の生活に必要な不可欠なライフラインです。特に一問目でお尋ねいたしました四抔北部幹線は、高槻市だけではなく、茨木市や島本町など、北大阪の各市町に供給する非常に重要な送水管です。今後ともこうした対策を着実に進めていただき、令和三十二年度に完成という計画を少しでも前倒しできるようにお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 三井泰之議員の質問が終わりました。

○西川議長 次に、一問一答方式により、柳生駿祐議員を指名いたします。柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 四條畷市選出、大阪維新の会の柳生駿祐でございます。

発言通告書に沿って、二点お伺いしてまいります。大阪広域水道企業団は、将来ビジョン等に示していますとおり、各地の水道センターを統合し、効率的、効果的な業務を目指しております。

一方で、各地水道センターが担当する範囲が広域になり過ぎると、サービス低下を起こすことが考えられます。

水道センターの担う業務、そして統合によるメリット、そして最終目標として水道センターの数をどの程度を目指していくのか、お伺いさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 まず、水道センタ

ーの業務についてお答えいたします。

水道センターでは、各市町村域の水道料金の徴収などの営業業務、送配水施設の更新や維持管理、給水装置に関する業務などを行っております。具体的には、水道の使用開始・中止等の手続や、水道メーターの検針、水道管の更新・耐震化、漏水調査などの業務を行い、安全安心な水道水の安定供給に努めております。

次に、統合のメリットとしましては、センター統合による技術職員の集約により、災害や大規模漏水への対応力の向上や、技術継承、人材育成が期待できます。また、水道センターの設置数につきましては、企業団の将来ビジョンにおいて、府域一水道を見据えた市町村域水道事業のあるべき姿として、おおむね十四か所としております。これは、大阪府が設置した府域一水道に向けた水道のあり方協議会において検討されたものを参考に、企業団で設定したものでございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 水道センターについては、もともと各市域の水道局の役割が主になっていくというふうには思いません。各地域での水道センターの役割というところは同じものなんですか。特段どこかに違いが出てきているのかどうか教えてください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業企画課長 各水道センターの業務について、地域ごとに役割の違いはありませんが、時間外の開閉栓の受付や漏水の一次対応について、直営か委託かなどの手法の違いはございます。業務の手法の違いについては、水道センターの統合を機に業務の統一に向けた検討を行っておりますが、機械的に進めるのではなく、実情を踏まえ、統一を検討してまい

ります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知しました。やり方はともかく、役割といたるところについては同じというふうにお伺いしました。

そして、当初の答弁では、統合のメリットといたしまして、技術職員の集約化による組織対応力が強化されるというところでございました。各水道センターが担当する範囲が広くなり過ぎると、漏水があった場合であったりとかに、事務所、水道センターから現場が遠くなってしまうということで、復旧が遅くなったりするということふうな懸念があるんですけれども、このような状況についてお伺いします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業企画課長 センター統合によって管轄範囲が広がるため、これまでよりも職員が漏水現場への到着に時間を要する場合もございます。

しかしながら、職員を集約し、体制を整備することで、これまで一人の職員が担っていた複数の業務を対応する職員が増えることにより同時に行うことが可能となり、統合前より迅速かつ的確な対応が可能になると考えております。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知いたしました。また、こちらについては当初答弁のほうでも、水道センターの最終目標数というところについては十四か所とお伺いしました。こちらについては具体的にどのような基準または考え方で決められているのかどうかお伺いいたします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業企画課長 府域一水道に向けた水道のあり方協議会において検討された水道センターの規模は、統合後の水道センターが、堺市水道事業の世帯数、面積、管路延長を超えないように設定されたもので、具体的な箇所や統合区域は決められておりません。

今後、企業団では、水道事業の統合を進めつつ、効率的な業務体制の在り方を検討してまいります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 なるほどでございます。まだ府域一水道が道半ばというところの中で、具体化というところは途中段階というところございました。

これ少し具体的にお伺いしたいと思うんですけども、現状、四條畷水道センターはほかの水道センターから離れている状況でございます。当然、現状のまま、一番近いところが八尾市域ということになるんですけども、八尾市域等との統合はないのかなというふうに思うんですけども、将来的な統合の進め方、こちらについてどのようにお考えか教えてください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業企画課長 水道センターの統合は、市町によって企業団への統合時期が異なることから、統合団体が ある程度まとまっている地域の水道センター単位で検討を進めることとしているため、現時点で、四條畷水道センターについて、統合の検討はしておりません。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知いたしました。具体的な統合のお話は、

近隣の参画団体が出てきた際には、またよろしくお願
いしたいというふうに思います。引き続き、こちらの
点につきまして、効率的、効果的な業務の遂行につ
いてよろしくお願ひしておきたいと思えます。
続きまして、二番目の質問のほうに移ってまいりま
す。

二番目、工事評定の改善に向けた提言でございます。
大阪広域水道企業団建設工事成績評定要領第一条に示
す趣旨並びにその内容を分かりやすく教えてください。
よろしくお願ひいたします。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 工事成績評定要領の趣
旨といたしましては、厳正かつ的確な実施を図り、受
注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的と
しております。

評定につきましては、主任監督員、総括監督員、検
査員の三名により、工事成績点六十五点を基準といた
しまして、加点、減点し、評価を実施しております。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知いたしました。六十五点を基準とい
うところで、六十五点未満になると厳しいペナルティ
もあるということで、次の工事を受注できるかどうか、
こういったところに生きてくるということのもので
ございました。

では、この工事検査であったりとか成績評定の基準
等、こちらについてはどのような過程で策定してきた
のか。あわせて、どのような工事が対象なのかどうか
教えてください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 企業団では、大阪府水
道部時代の検査方法や評定方法を引き継ぎ、検査要領
や成績評定要領を定めております。また、これらにつ
きましては、大阪府と同様に適時必要な改正を行って
おります。

工事成績対象工事は、検査時の契約金額が五百万円
以上の土木工事、設備工事など、全ての工事としてお
ります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 大阪府の水道部時代からの引継ぎをしてい
るところが重要なポイントになってきます。五
百万円以上の工事に対して評定をしているというところ
でございましたけれども、金額の多寡、多い少ない
によってこの基準というところは変わるのでどうか教
えてください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 成績評定は、工事規模
などにはよらず、施工体制、施工状況、出来形、工事
特性、創意工夫、地域への貢献など、各項目について
行うこととしており、要領に基づき適正に評定を行っ
ているところでです。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知しました。工事の規模であったりとか
金額によってではなくて、一定の考え方で評定をして
いるというふうにお伺いしました。

ただ、私としましては、一般的に工事の金額が大き
くなると、工事の規模はもちろん大きくなります。例
えば、六百万円の工事と十億円の工事、建設現場の
現場事務所もあつたりなかつたりもしますし、もちろ

ん期間であつたりとかも一年、二年と長くなってくる
ものもあります。こういった中で、工事の難易度自体
も変わってくる中で、この評定の仕方というところも
変わるべきというふうに考えているんですけれども、
やはり先ほどの御答弁と同じく、一定のことはして
ださっているとは思いますが、変わってくる
べきなんじゃないかなというふうに思うんですけれど
も、いかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 成績評定につきまして
は、先ほど申し上げたところでございますけれども、
工事規模などではなくて、工事の内容によって正確に
判断していくというのが大切と考えておりまして、現
時点の要領に基づきまして適正に評定を行っている
ところでございます。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 承知しました。もちろん現状についてが駄
目だと、間違つたことをしているというふうなことを
言うつもりは全くなくて、私としては成績評定の趣旨
であります受注者育成、そして選定、これをもっとい
い形で進めていくための提案をしていきたいなとい
うふうに思っているんです。現状の把握のために、私と
しまして、企業団のほうで公表されている令和四年
から六年度まで、この三年の工事評定について確認
して分析をしてきました。具体的に三億円以上の工事
については約三十六件ありまして、点数については七
十二点から八十四点、十二点ぐらいの分布。この中で
標準偏差としては三・三ということで、結構ばらつき
もあるような状況でございました。一方で、三千万円
以下の工事については三年間合計で百六十二件でござ

いました。標準偏差としては二・二点、六十七点から七十九点というところの中で、こちらでちよつとポイントを挙げたいところが、七十点から七十五点までの五点のレンジのところ非常に多く、約百五十件中百十件ぐらいがここに集まっているということなんです。

つまりここで申し上げると、三億円以上の大規模な工事については点数のばらつきであつたりともありませんし、評定としての機能は非常に高く示しているのかなというふうに思います。ただ、一方で、三千万以下の工事については、点数のばらつきについては同じようにある一方で、評定には強い横並び性、いわゆる七十点から七十五点に集中する傾向というところについては今回見てとれました。これはすなわち評定の機能が、三億円以上の工事と比べると相対的に低いんじゃないかというふうに私は受け取っているところがございます。

今後さらに受注者の選定であつたりとか指導育成を進めるためには、小規模工事について、評定の仕方について検討を加えてほしいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 現時点では、大阪府水道部時代の工事評定方法を引き継いでおりまして、適正に評定を実施しております。その結果、議員御指摘のとおり結果ではございますけれども、適正に評価をした結果ということで御理解いただければと思います。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 では、違ふ観点で。今の形については公平であつたりとか公正なやり方でやってくださっている

というところについては私も承知しておりますので、違ふ観点でお伺いしていきたいと思ひます。

大阪府の工事検査であつたりとか成績評定の基準を引き継いでいるというふうにお伺いしましたけれども、一方で大阪府には優良工事の表彰であつたりともあつたりします。こちらについては企業団のほうにはないというふうにお伺いしました。こうした優良工事の表彰制度の導入についてはどのように考えているのか教えてください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 井上技術管理課長。

○井上広域事業部技術管理課長 当企業団には、優良工事表彰制度はございませんが、優良な工事成績点を取得した場合、総合評価落札方式において、工事成績点を反映する取組を行っております。

引き続き、適正かつ公平な評価を実施し、受注者への指導や育成に資するように努めてまいります。

○西川議長 柳生駿祐議員。

(柳生駿祐議員登壇)

○柳生議員 では、最後に提言と要望についてまとめさせていただきます。質問のほうを終わらせていただきましたと思ひます。

企業団においては、優良な工事成績点を取得した受注者に対して、優遇措置であつたりとかを行つていらっしゃる。そして、工事成績点を適切に反映する取組についてもなされているところがございます。今回の質疑を通して分かったところでございます。

ただ、一方で、私から申し上げたとおり、小規模の工事においては評定のばらつきはきちんとあるものの、同じ程度の評価にとどまる工事も多く、受注者の指導育成という面では、効果が十分発揮できていない可能性があるというふうに考えております。

今後、受注者の指導や育成のために、大阪府やほかの自治体でも実施している優良工事表彰などについても調査研究のほうを行つていただき、適正な評価につながる取組を継続して行つていただきたいと思ひます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○西川議長 柳生駿祐議員の質問が終わりました。

○西川議長 次に、一問一答方式により、田中市子議員を指名いたします。田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 岸和田市の田中市子でございます。

通告に従ひまして、一般質問を行います。一つ目の質問は、新規統合団体への指導、援助についてでございます。

企業団は、本年四月に新たに岸和田市を含む五団体と統合し、現在、十九団体の水道事業の運営となっております。今回新たに統合した岸和田水道センターからは、事務処理方法や各種システムなどが変わり、統合直後の実務に課題があつたというふうに聞いております。

企業団においては、業務の円滑な移行に向けてどのような支援、準備を行つてきたのか、また、現場の水道センターの声を受けてどのように改善に取り組んでいくのかを伺います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 企業団では、円滑に統合を進めるため、統合前から、業務ごとの事前ワーキンググループを設置し、企業団と統合団体で課題の検討や協議を行つた上で統合しています。また、企業団での事務処理の方法や各種システムの

操作についても、統合前に研修の実施や操作マニュアルの提供など、円滑な移行に向けた対応を行っております。

さらには、統合後の水道センターの支援として、業務担当者が抱える疑問や質問について、本部が主体となり、水道センター職員と意見交換をする会議の開催や、企業団のイントラネットを活用した課題解決策等を共有する仕組みの整備など、統合を重ねるたびに改善に取り組んでまいりました。

今後、これまでの統合の経験を生かし、水道センター職員の声を聞き、新たな統合団体の円滑な移行支援に努めます。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 業務の円滑な移行に向けて、企業団が統合前からワーキンググループを設置するなど、統合前後に様々な取組を行っていることは理解いたしました。しかし、実務に関わるやり方がメールや電話で行われ、事案によっては非常に時間がかかるなど、困難さがあつたと現場からは聞いております。

統合当初に、経験豊富な職員が、水道センターで一定の期間、現場で直接指導や助言をするなどの支援ができないのかを伺います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 須山水道事業企画課長。

○須山水道事業部水道事業企画課長 これまで統合してきた水道センターの業務について、様々な支援の取組を行ってきましたが、今後さらに、水道センター業務の経験豊富な職員が現場で直接支援を実施したり、ウェブ会議を活用してきめ細かな助言を行うなど、より効果的な支援策を検討します。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 現場での直接指導も含めて検討されるということなので、ぜひセンターの状況や要望に沿って、作業負担が軽減されるような支援をお願いして、次の質問に移ります。

職員の人材確保と処遇改善についてでございます。

地元の岸和田市から、水道センターに派遣している職員を早期に戻していただきたいという旨の要望を受けています。岸和田センターでは、六十名のうち四十四名が身分移管、十六名が派遣となっております。私は、この要望に応えるべきと考えておりますが、そのためには企業団としての人材確保が必須となってきます。現状、企業団として、人材を確保していくためどのような対策を取られているのか伺います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 企業団が水道事業を運営する上で、職員の確保、とりわけ技術人材の確保は重要な課題であると認識しております。

そのため、労働力人口が減少する中においても安定的に人材を確保できるよう、工業系の大学をはじめ、工業高等専門学校、高等学校へのリクルート活動を広く行っております。また、受験生のニーズを踏まえ、職員採用試験の実施回数を増加させたほか、企業団施設の現地見学会を実施するなど、積極的な採用活動等を実施しております。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 人材確保のために努力されているということとは理解いたしました。先ほども申し上げたとおり、現在それぞれの統合元団体から水道センターに派遣されている職員は早期に解消すべきと考えておりますが、

企業団として、この点についての考え方を伺います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 派遣職員の派遣期間につきましては、統合元団体から企業団への事業承継がスムーズに進むよう、統合元団体と十分協議をした上で設定しております。

また、統合に際して、企業団に身分移管するか否かは、職員の意向を尊重しているため、身分移管職員数と統合元団体からの派遣職員数の割合は様々でありまして、早期に派遣を終了することが難しいケースもあることを御理解いただければと思います。

企業団としては、水道事業に係るノウハウや技術の承継を確実に行っていく必要があることから、年齢構成や居住地等を勘案した上で、派遣職員に代えて、順次企業団プロパー職員を配置するなど、円滑な事業運営を継続して実施することができる体制づくりを目指します。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 派遣職員に代えてプロパー職員の配置という方向は確認できました。ただ、岸和田の場合はかなり派遣の人数が多いということで、そのあたりは課題かなと思っております。

今回の統合に当たって一番の利点とされたのが、技術職員不足の解消であります。岸和田市としても技術職員は不足しており、派遣職員が早期に戻ってくることでできるように要望いたします。

また、このプロパー職員の確保にも関わってきますが、企業団との統合により、企業団に身分移管された職員の中には、労働条件の悪化、具体的には夏期休暇の取得可能な日数が少ないなどといった現状があるこ

とも聞きます。これらの労働条件に柔軟に対応していくことも、人材の確保ということでは必要であると考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 尾崎総務課長。

○尾崎総務部総務課長 統合に際しまして、各統合団体の職員の方々が企業団に身分移管いただくに当たっての労働条件等につきましては、統合元団体と協議の上、原則、企業団の関係規定を適用しております。

しかし、議員御指摘の夏期休暇につきましては、企業団では、国や大阪府等に準じて五日間、岸和田市では八日間と、制度が異なっております。このような場合、企業団では三年間の激変緩和措置を講じているところでございます。

今後とも、勤務労働条件につきましては、労働組合等と協議を行いつつ、地方公務員法及び地方公営企業法等の関係法令に基づき決定してまいります。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 企業団との統合に際して、労働条件は統合元団体と協議の上決定しているということで、また岸和田市の夏期休暇などについても、激変緩和措置は取られているというところは理解いたしました。

しかし、先ほどの答弁もありましたように、企業団より統合元団体の労働条件のほうがよいという場合もあります。今後、水道事業の広域化、また人材確保という面でも、やはり柔軟な対応が必要であると考えておりますので、この労働条件の改善については強く要望しておきます。

最後に、自己水について質問いたします。

岸和田市にある自己水は、将来にわたって残すべきと考えておりますが、企業団としての考えを伺います。

また、残すためには老朽化への対策が必要になると思いますが、この点についてはどうなっているのかお答え願います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 岸和田市との統合に当たって、令和六年五月に取りまとめた統合案には、自己水源は原則存続する。ただし、将来、財政的な負担増、水源水量の低下及び水質悪化等のおそれがある水源については、企業団水への切替えを検討すると記載しています。

また、そのような検討を行う場合には、岸和田市と協議することとしています。

岸和田市水道事業の自己水である流木浄水場については、引き続き補修や修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

○西川議長 田中市子議員。

(田中市子議員登壇)

○田中議員 災害時など、もしものときの備えとしても自己水の確保は重要です。原則存続の方向は確認できましたので、よろしくお願いいたします。

さて、今回は、岸和田センターから出されている要望に沿って質問させていただきました。それぞれについて、本部としての考えや御努力も確認させていただきましたわけですが、移行期の現地指導や人材確保という点でも、なかなか御苦労が多いと感じました。国の補助金による誘導もあり進められている広域化でありますが、本部と各センターの距離感、また、各センターの状況の違いなどもあり、水道事業の持つ課題解決のための合理的な方法なのか、自治体によっては課題のほうが大いではないかということも感じました。ということを申し添えまして、私の質問を終わらせて

いただきます。ありがとうございました。

○西川議長 田中市子議員の質問が終わりました。

○西川議長 次に、一括質問一括答弁方式により、二神勝議員を指名いたします。二神勝議員。

(二神勝議員登壇)

○二神議員 皆さん、こんにちは。阪南市選出の二神勝でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました項目、第一号議案、阪南水道事業の料金改定について、発言要旨、市民に対して、料金改定についての理解が得られる状況か、現在までとこれからの説明責任の果たし方について問うについて、着座にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

水道料金の値上げについては、これまで数回にわたる企業団から市議会に対して説明がございました。物価も高騰している中、市民の負担が増えることは大変に心苦しいのですが、老朽化が進む水道施設、特に水道管の更新につながるのであれば、やむを得ないと考えております。

ただし、市民に対しては、料金改定への理解が得られるよう、積極的な情報提供を行うなど丁寧に対応してほしいとお願いしてまいりました。

そこで、本年九月七日に住民説明会を開催しておりますが、その開催状況や、市民からどのような意見があったのか伺うとともに、料金改定について今後どのように市民に説明していくのかをお聞かせ願います。

○西川議長 これより答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 住民説明会の開催状況についてお答えいたします。

九月七日の日曜日に阪南市立文化センターで開催し、

十五名の阪南市民の方に御出席いただきました。

企業団からは、阪南水道事業の現状や料金改定の必要性、改定後の料金について説明し、料金改定案への反対意見はありませんでしたが、口径別料金体系に移行する理由、支出の約一割を占める委託料の内容についての質問に対してお答えし、御理解をいただきました。

また、料金改定の検討状況については、市広報紙の広報はなんなんへの記事の掲載や、企業団ウェブページを通じて情報提供を行ってきました。

今定例会で料金改定に係る条例改正案の議決をいただければ、今後は、本年十二月の市広報紙に、料金検討部会の報告書や、住民説明会資料について周知する記事を掲載します。

さらに、来年二月の市広報紙に、料金改定の内容や料金表などを記載したチラシを折り込み、全戸配布による周知を行います。

あわせて、水道料金に関する意見や質問にきめ細やかな対応をするため、専用電話番号を設けて対応することとしています。

そのほか、業務営業用に御使用いただいている事業所の方を含め、水道使用者の皆様へ料金改定の内容を御理解いただけるよう、効果的な広報に努めてまいります。

○西川議長 二神勝議員。

(二神勝議員登壇)

○二神議員 まず、住民説明会の状況ですが、十五名と非常に少なく感じられます。今後の広報についての取組について答弁をいただきましたが、市民から様々な問合せがあるかと考えられますので、懇切丁寧な説明をお願いいたします。

それでは次に、阪南水道事業では、現在、毎月検針

し、一か月に一度、一か月分の水道料金等のお支払いをいただいておりますが、私としては、コスト面から考えて、二か月に一度検針し、二か月に一度、二か月分の水道料金等のお支払いをいただく方法に見直して効率化をすべきだと、かねてから水道センターにお訴えをさせていただきました。

私は、企業団との水道事業の統合により事業の効率化が進むことを期待しておりましたが、料金改定に当たり、経営改善の取組に関して、市民にはどのような説明をされたのかお聞かせ願います。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

令和四年度から阪南水道センターと、泉南、田尻、岬の三水道センターと共同で、水道料金徴収等業務委託を発注することによる委託費用の削減、令和八年度から阪南水道センターとこれら三水道センターを統合し、一体的かつ効率的な水道事業運営の推進、令和九年度から、水道メーターの検針、料金徴収方法について、これまでの毎月検針、毎月徴収から、二か月に一度検針、料金徴収を行う隔月検針、隔月徴収への変更による効率化などの取組について、住民説明会の資料にも記載し、説明を行いました。

○西川議長 二神勝議員。

(二神勝議員登壇)

○二神議員 答弁ありがとうございます。料金改定に向けて、市民の理解を得るため取り組んでいることは理解いたしました。

ここで要望させていただきます。市民に対しては、料金改定時だけではなく、日頃から水道事業に対する理解が得られるよう、市民により伝わる形で積極的な情報発信に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、経営改善として取り組まれる検針や料金徴収方法の見直しにつきましては、市民の負担を考慮し、令和八年四月の料金改定と時期が重ならないよう、令和九年度から実施される予定と聞いておりますが、着実に取り組まれますようお願い申し上げます。

あわせて、水道センターを令和八年四月に統合いたしますが、これを機に、さらなる業務の標準化やシステム統合など、業務の効率化、コスト削減により、できるだけ料金の抑制を図りながら、老朽化した管路の更新を着実に推進して、安全安心な水道水の安定給水に努めていただきますようお願いいたします。私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○西川議長 二神勝議員の質問が終わりました。

○西川議長 次に、一問一答方式により、小堀清次議員を指名いたします。小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 堺市選出の小堀清次です。

まず最初に、浄水場についてお聞きいたします。浄水場の更新計画、ダウンサイジングの考え方はどのようなになっているのかお聞かせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 浄水場の更新については、令和五年五月に策定した大阪広域水道企業団将来ビジョンに基づき、現在工事中の村野浄水場西系浄水施設のほか、約二十年後に三島浄水場の更新に着手する計画です。

浄水場の更新に当たっては、将来の水需要予測、災害、事故や施設の改良、更新時に対応できる能力を勘案した上で、ダウンサイジングを行うこととしています。

村野浄水場西系浄水施設については、日量五十二万

立方メートルから四十立方メートルにダウンサイジングして更新しており、その他の浄水場については、更新基準年数を超える時期までに、最新の水需要等を踏まえてダウンサイジングの規模を決定します。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 大阪府営水道時代のように、水需要をくれぐれも見誤ることなく、人口トレンドを押さえつつ、適宜適切に進められることを求めています。

次に、大阪市を含めた状況を確認します。
企業団と大阪市はそれぞれ淀川から取水する大規模な浄水場を有しておりますが、これらの浄水場の能力と実際の給水量ほどの程度かお知らせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 淀川から取水する浄水場は、企業団には村野、庭窪、三島浄水場の三浄水場、大阪市には柴島、庭窪、豊野浄水場の三浄水場があります。

企業団の三浄水場については、村野浄水場西系浄水施設の更新に伴う運用停止前の能力は日量二百三十三立方メートル、令和七年六月の運用停止後の現在は日量百八十一立方メートル、令和六年度の一日最大送水量は百四十七立方メートルとなっています。

また、大阪市の三浄水場の能力は、日量二百四十三立方メートル、令和六年度の一日最大給水量は百十六万立方メートルとなっています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 また、大阪市はどうなっておりますでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 大阪市につきましては、ただいま答弁させていただきましたとおり、三浄水場の能力として、日量二百四十三万立方メートル、令和六年度の一日最大給水量は百十六万立方メートルとなっております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 では、今の御答弁では、理論値上では浄水場を削減できるのではないかと思われます。大阪府民全体のメリットを考えた場合、大阪市を含めた浄水場の最適配置を考えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 石橋経営企画課長。

○石橋経営管理部経営企画課長 企業団、大阪市、その他淀川系浄水場の最適配置については、平成三十年度に大阪府が設置し、大阪市を含む府内の全ての水道事業者が参画する府域一水道に向けた水道のあり方協議会において検討を行ってきました。

令和二年三月に大阪府水道広域化推進プラン、令和五年六月に大阪府水道基盤強化計画が策定され、令和十九年度までの取組が取りまとめられています。

具体的には、淀川から取水している各浄水場について、一系統が停止した場合におけるバックアップ体制の構築を考慮した浄水場の施設能力を設定し、それに基づく施設整備を行うもので、企業団、大阪市の施設においてダウンサイジングを行いつつ、更新、耐震化を進めることとしています。

令和十九年度までの計画期間においては、当企業団では、村野浄水場西系浄水施設が整備対象となっております。当該計画に示されている施設能力で更新工事を進

めています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 適宜適切に進めていただきたいと思うわけでありますが、次に府域一水道の進捗についてです。これの実現には、構成団体との統合に加え、大阪市との統合が非常に重要と考えます。これまでの経緯をお聞かせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 企業団と大阪市との水道事業統合につきましては、平成二十三年度から協議を開始し、平成二十五年四月に、府内四十三市町村の首長会議において統合案が承認され、同年五月の大阪府会で審議がなされましたが、会計を分離して大阪市水道料金を維持することについて制度的な担保がない、資産を全て企業団に無償で譲渡することへの懸念、企業団議会定数のうち本市配分枠が少ないことなどの意見により否決されました。

その後、平成二十五年七月に大阪市から統合協議を一旦中止する旨の文書を受け、四十二市町村と企業団とで協議した結果、大阪市との統合協議は一旦中止することを決定したところであります。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 大阪府会での否決から十二年がたち、大阪府市の構成や大阪府市の関係も大きく変わりました。にもかかわらず、大阪府との統合協議が進んでいないのはなぜかお聞かせいただきたいと思っております。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 平成三十年十二月の水道法の一部改正によりまして、都道府県は、

水道事業者等の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならぬと位置づけられております。

これを受け、大阪府は、大阪府を含む府内全ての水道事業者で構成する府域一水道に向けた水道のあり方協議会を設置いたしました。府域一水道に向けた水道のあり方協議会では、府域一水道を目指し取り組むことを確認しており、この枠組みの中で、府域一水道実現時の財政効果額のシミュレーションや、淀川を水源とする浄水場の最適配置に関する検討を、大阪府も参加して行っているところでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 企業団としては大阪府との統合をどのように考えているのでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 濱田副理事兼広域連携課長。

○濱田経営管理部副理事兼広域連携課長 大阪府との統合につきましては、大阪府が水道法に基づく都道府県の役割といたしまして広域化を推進する立場にありまして、さらなるリーダーシップを発揮し、大阪府を含めた府域の水道基盤強化に向けた実現方策に掲げる取組の先導、推進の役割を担っていただきたいと考えております。

企業団といたしましては、大阪府、大阪府と協議し、共に進めてまいります。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 先ほど御紹介いただいた水道法の一部改正により、都道府県は水道事業者等の間の広域的な連携を推進するように努めなければならないということでありますが、私自身が見ておられる限り、大阪府が府域一水道に向けた水道のあり方協議会でリーダーシップ

を真に発揮しているように見受けられません。企業団としてはどのように受け止めておられるのかお聞かせいただけますか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 橋本副企業長。

○橋本副企業長 大阪府は、平成二十四年三月に策定しました大阪府水道整備基本構想、これはおおさか水道ビジョンというふうに称しておりますけれども、この中で、府域一水道に向けたロードマップを示し、中期的には企業団と市町村水道事業との経営の一体化、長期的には事業統合、さらには府域一水道を目指すこととされております。

平成二十五年の大阪府との統合協議が中止された後、大阪府と大阪府で大阪府域水道の最適化について検討協議を行い、その成果をたたき台として、先ほど答弁でも申し上げましたが、令和二年三月に大阪府水道広域化推進プラン、令和五年六月に広域連携等の具体的な取組の実施計画として大阪府水道基盤強化計画というものを策定されております。

また、平成三十年に大阪府を含む府内全ての水道事業者で構成する府域一水道に向けた水道のあり方協議会を立ち上げ、各水道事業者との意見交換の場を定期的に設け、将来の府域一水道に向けた機運醸成に取り組まれていると、そのように認識いたしております。

現在は、令和九年度の統合に向けた検討協議のバックアップをいただいております。大阪府と協働しながら広域化を進めていきたいと考えております。引き続き、あり方協議会での取組などを通じて大阪府と連携し、府域一水道の実現に向けて取組を進めてまいります。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 大阪府のバックアップも受けながら、府域

一水道に向けた機運醸成ということでございましたけれども、大阪府におかれましては、私は府域一水道に向けた機運醸成というものがそんなに高まっているように見受けられません。記憶するに、当時、府域一水道といったときには、橋下大阪府知事、そして平松大阪市長、やっぱりトップが非常にけんけんごうごうかんかんがくがくの議論をされてきたように記憶しております。

そこで、永藤企業長にお尋ねいたします。企業長自らが吉村大阪府知事に対し、府域一水道に向けたリーダーシップを発揮されるよう働きかけられるべきと考えますが、御見解はいかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 永藤企業長。

○永藤企業長 府域一水道に向けては、私自身、吉村知事と度々話をしておりまして、府域一水道の実現のためには大阪府が重要な役割を担うことも含めて、その実現という認識を共有しております。引き続き、府域一水道の実現に向けて力を注いでまいります。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 本日に大阪府会の構成も大きく変わりましたし、府市の関係もこの十二年で大きく変わったように思っております。一方で水道だけがこれまでと同じところでは非常に不可解だということに感じておるところでございます。ぜひ成果を上げていただくことを切に願っております。ぜひ成果を上げておきたいと思っております。

次に、過日、村野浄水場を視察した際、西系施設更新工事の現場において、御迷惑をおかけしておりますという文言が記載されている工事看板を目にいたしま

した。これは一体誰に向けての言葉なのかお聞かせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村副理事兼事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 先日、視察い

ただいた村野浄水場内の工事におきましては、その看板につきましては、場内の来場者を含め、場内を通行する人に向けて設置したものと考えています。

以上です。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 来場者ということであれば、あの前を通って見学コースになっていますので、通られる方ですよね。僅か数十秒その前を歩かれる方に対して、御迷惑をおかけしますと。

一方で、府内には配水池やポンプ場などが多く存在しております。そしてまた、それらの更新工事などは非常に長期間にわたり、近隣に多大なる御迷惑をかけるおるといように私は思うわけですけれども、企業団としての御認識はいかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 議員の今の御指摘のとおりですけれども、府民生活に重要なライフラインとなります水道工事を、浄水場内ほか、府内の幹線道路をはじめ各所で実施しているところでございます。工事の際には、工事に伴う騒音や振動、工事車両の通行、交通規制など、多岐にわたり生活環境に対して少なからず負担をかけていることと認識しております。

よって、この認識の下、工事着手前には、地元自治会をはじめ地域の皆様にはあらかじめ工事の内容や期

間を説明する機会を設け、工事に対する注意、配慮する事項などの御意見を聞きながら、丁寧な対応に心がけ、工事に伴う負担に対して御理解、御協力を求め、安全第一、早期完成を目指して工事を進めているところでです。

また、工事現場においては、低騒音型の機械を使用することに加えて、作業時間の制限、交通誘導員を配置するなどの対策も講じているところでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 御答弁になっておりませんので聞き方を変えます。私は手順を尋ねておるわけではありません。村野浄水場内において、御迷惑をおかけしますと見学者に対して書かれておった。近隣住民に対して、配水池やポンプ場の場合、その迷惑をかけている認識があるのかないのか、どの程度あるのかないのか、そのことについて明確にお答えいただきたいと思えます。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 先ほどと同じなんですけれども、場内も含め、浄水池の工事等々は長期間にわたることもあり、工事期間中は、住民の皆様には交通規制等の御迷惑をおかけしているということは認識しております。

以上です。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 冒頭、先ほどと同じとおっしゃったので、先ほどと同じであれば、その答弁をどなたかが補われるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 中田技術長兼広域事業部長。

○中田技術長兼広域事業部長 工事におきましては、地元にも多大な迷惑をおかけしているという認識の下、住民に対してできるだけ影響の少ないように取り組んでいるという認識でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 私の地元にも大変大きな配水池がございますし、その認識をお持ちいただいております。確認できれば、それでいいわけでございます。

さて、こうした工事が終わった後、水道用水供給事業施設の上面をテニスコートや駐車場等に有効利用してきた実績もあったというように思っています。現時点で府内に立地する浄水場やポンプ場施設の箇所数、有効利用の用途などについて詳しく丁寧に御説明ください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 令和七年度時点において稼働中の水道用水供給事業の施設として保有している浄水池やポンプ場は二十施設ありまして、うち九施設の上面を開放して有効利用しています。

施設の有効利用については、施設の配置状況や安全面を総合的に考慮し、事業運営に支障がないと判断した場合に限って認めており、収益確保の観点から公募により事業者を選定し使用許可を行っている施設が四か所、地元自治体に対して公共利用を目的に使用許可を行っている施設が五か所ございます。これらはテニスコートやスポーツ広場、公園、駐車場として利用しております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 では、地元自治体に対して使用許可を行っ

ている施設五か所についてお聞きしたいと思います。その取扱いはどのようなようになっているでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 地元自治体に対しまして行っている使用許可については、大阪広域水道企業団固定資産管理規程等で定められた行政財産使用許可使用料を徴収しています。また、公共利用を目的とした使用料については、同規程の減免規定により、原則十分の九以内を減額した額で使用許可を行っています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 今御答弁があった原則十分の九以内である。私もそのように度々説明を受けてきたところです。しかし、このたび私が調査を求めた結果、高槻ポンプ場は全額免除で使用許可を行っていることが分かりました。その経過と理由をお聞かせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 全額免除をしている高槻ポンプ場については、ポンプ場建設前の昭和五十年から約三年間にわたり、高槻市建築指導課や地元との協議を重ね、ポンプ場建設同意の条件として、工事中の騒音問題及び防犯対策等と同時に一部開放を認めることを条件として建設を認めていただいたものです。当時は、近年のように有償化についての議論もされていない時代でもあり、当時の大阪府水道部の判断で無償許可することを前提にポンプ場の建設を行ったものであり、企業団においてもこれらの経緯を踏まえて、無償での使用許可を継続しているものです。

なお、大阪府水道部時代の平成二十年度大阪府包括外部監査では、全額免除の運用はできる限り避けるべ

きとの意見を受けまして、現在、企業団では、固定資産管理規程により十分の九減額による有償での許可という運用を行っており、その後の新規案件である千里浄水池及び松原ポンプ場についても有償での使用許可を行っています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 今の御答弁をお聞きしていると、平成二十年度大阪府包括外部監査によって、以降については十分の九ということで対応されておるように聞こえたわけですが、そうではないですよね。いかがですか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 現在、公共利用しております施設につきましては、一か所が高槻ポンプ場ですが、こちらは無償貸付けとなっておりますが、その他については十分の九の減免による使用許可を行っています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 質問の趣旨を的確に捉えていただきたいんですが、すけれども、平成二十年度以降というふうな受け止めましたけれども、そうではないですよということをお聞きしました。それ以前から十分の九で、一割地元負担を求めてきたものではないですか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 開始時期が平成二十年度以前の使用許可もございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 それはどこですか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 お答えいたします。富田林ポンプ場でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 富田林ポンプ場に十分の九で貸付けをした。そのときと、高槻のポンプ場を全額免除で貸し付けた。この期間のずれというものはどれくらいあるんでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 富田林ポンプ場と高槻ポンプ場につきましては、いずれも昭和五十三年度の開始ということで、同時期の開始となっております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 同時期の開始でありながら、昭和五十三年の時点で、一方は免除、一方は九割減免というのは、行政の公平性の観点から申し上げると極めて私は問題があるというふうに考えます。

あわせて、大阪府水道部時代の平成二十年大阪府包括外部監査では、全額免除の運用はできるだけ避けるべきとの指導を受けたとのことでしたが、では、なぜ平成二十年の指摘以降、指導を踏まえた対応を速やかにお取りにならなかったのでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 繰り返しになりますけれども、高槻ポンプ場については、無償許可をすることを前提にポンプ場の建設を行ったものでありますので、この経緯を踏まえて無償での使用許可を行いました。一方、富田林ポンプ場につきましては、原則どおり

十分の九の減免ということを進めております。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 無償許可することを前提にという高槻の御説明ですけれども、それは何らかの根拠というものはお持ちなんでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 無償許可の根拠というところでございますけれども、当時の記録といたしまして残っておりますのは、地元と当時の大阪府水道部との間で協定書ということでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 ここに協定書がございます。第十五条には、甲は、工事完了後、乙の地域の自治振興に供するため、ポンプ場用地の使用を、施設運営上支障のない部分について、高槻市に許可するものとするということ、この協定書にどこにも全額免除という文言はありませんけれども、いかがですか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 今お話をいただきました協定書、申し上げた協定書でございます。その中では、御指摘どおり第十五条におきましては、高槻市に許可するということを記載しておりますので、無償という文言は記載されておりません。無償につきましては、約五十年前ということございまして、協議書等の文書は残ってございませぬけれども、その間の経緯というところで承知しておりますのでございます。

また、経緯に基づいて無償で許可しているのかということになるかと思えますけれども、企業団におきましては行政財産使用許可基準の運用というものを定

めてございまして、その第十八条関係の中で、全額免除できる場合の定めを行っておりますけれども、その中におきまして、用地買収、水道施設の設置に際して、その経緯または覚書、協定書等により使用を約しているもので、やむを得ないものについては全額を免除するということになってございます。この規定によりまして、その経緯によって使用を約しているもので、やむを得ないものに当たるということで、高槻ポンプ場については全額免除を続けているものでございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 非常に苦しい説明だと思いますよ。昭和五十三年、高槻では免除、富田林では一割の負担を求めるということで、その根拠ということについてしっかりとした説明ができるかということ、できない。今、平成二十年の監査を受けてということですけども、では聞き方を変えます。監査では、それは指摘であったんでしょうか。

○西川議長 亀田財務課長。

○亀田総務部財務課長 意見でございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 意見ということは、拘束力がないわけですよ。私、何を申し上げたいかという、高槻さんをはかと同じようにすべきだと言いたいわけではありません。先ほど申し上げたように、府内には配水池やポンプ場がたくさんある。これらを更新するときには本当に工事車両等々の出入りも非常に激しいという中で、当然地元にも多大なる御負担を強いていると思っております。そうしたことを勘案すれば、皆さんは、監査の意見であったから、これは聞き置くにとどめて、高槻の場合はそのまま続けてきたんだろうというように私

は考えます。であるならば、今現在、一部駐車場として貸して駐車代金を取っておるような使い方をされてる自治体さんもあるやに仄聞していますけれども、多くは公園やスポーツ広場など、そういった言わば地域の住民のためにまさに使われているわけですから、こういった場合には、私は高槻と同様の取扱いをすべきだと考えますけれども、企業長、御見解いかがでしょうか。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 橋本副企業長。

○橋本副企業長 担当のほうから御答弁申し上げておりますけれども、高槻ポンプ場につきましては、建設当時の経過を重視して、使用料の免除を継続する判断をしてきたものでございますけれども、この運用は例外的なものであるというふうに考えてございます。

本日、議員のほうから様々な御指摘をいただいたわけでございますけれども、現在、企業団を取り巻く環境というのは大変厳しい状況がございまして、給水収益の減少が見込まれる中、工事が高騰しておること、ことを御説明申し上げましたけれども、将来的には給水収益の減少によりまして、その赤字も見込まれなくなる状況が近々来るのではないかと見込んでおります。そのような厳しい経営環境にございまして、営業外収益の収入の確保ということも我々考えていかなければならないという状況でございます。

公平性、あるいは議員から御指摘をいただいた水道施設の地域への影響といったものを総合的に勘案しつつ、やはり高槻につきましても、昭和五十年というところでございますので、設置からおおむね五十年たつていくということでございますので、目的外使用の許可については、そういう経営状況等を踏まえて改めて検

討していきたいと、そのように考えてございます。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 もちろん経営の問題もある。ですから、冒頭はダウンサイジングについても質疑をさせていただいたところでございます。

一方で、やはり非常に負担であるということは、この大規模改修などの場合にはあるということも踏まえるならば、私は、高槻の協定書を拝見しましたけれども、特段高槻だけが、当時富田林と著しく異なつたというふうには全く読み取れないわけです。ただ、これは当時、むしろ担当者が非常によくやったんだろうと思ふんですね。私はその辺も勘案していただいて、もちろん都心部内であれば何らかの企業さんがお借りいただけるものもあるかも分かりませんが、大体この施設をお持ちの場所を考えると、地元の皆さんに愛していただいて、お使いいただくのが一番望ましいのかなというようにも考えますので、今日この場であえてこのことを取り上げましたので、副企業長をはじめ皆さんにはゼロベースで一度しっかりと考えていただきたいということを申し上げて、あくまでも平成二十年の包括外部監査をもってこうだと抗弁されるのであれば、平成二十年の段階では是正してこなかったことについては怠慢であるということも申し上げざるを得ないということも申し上げておきたいと思ひます。最後に、バイパス管の整備進捗についてでございます。

令和二年度に村野から藤井寺ポンプ場の管路更新、耐震化について御議論させていただきました。その後の進捗についてお聞かせください。

○西川議長 答弁を求めます。

○西川議長 田村事業推進課長。

○田村広域事業部副理事兼事業推進課長 企業団では、経営戦略において、管路の老朽度、耐震性及び重要度等を考慮しまして、優先度の高い村野浄水場から藤井寺ポンプ場までの区間約二十八キロの更新に平成三十年から着手し、令和二十六年の完成を目指しています。

現在、浄水施設の更新のほか、様々な事業に取り組んでいますが、管路の耐震化は大変重要と認識しており、可能な限り早期に事業を完成できるように努めます。

議員御質問の令和二年度以降の事業の進捗ですが、管路更新のルートを検討や工事に必要となる立地坑地の確保のため、地権者との交渉を進めており、用地確保が必要となる立地坑全九か所のうち三か所の用地確保ができた状況でございます。

今後は、工事発注の準備が整った区間から順次工事に着手してまいりますと考えています。

○西川議長 小堀清次議員。

(小堀清次議員登壇)

○小堀議員 最初に水道管を布設した時代と比較すると都市化が進み、管路更新工事を実施する場所の環境も大きく異なり、事業を進めていくには様々な御苦労があるかと思ひます。そうした中で、安全第一、早期完成を目指して鋭意皆様には御奮闘、御努力をお願い申し上げます。立て坑一つ立てさせていただくにもなかなか御協力を得にくいということも踏まえるならば、今ある既存施設の地元の皆様にも、やはり一定御迷惑もおかけしているんだということもぜひ念頭に置いていただいた上で、本日提起した問題については前向きに御検討いただきたいということを申し上げます、私の質問を終わります。

以上です。

○西川議長 小堀清次議員の質問が終わりました。

以上で通告の質疑及び質問は終了しました。

これをもって、上程の議案に対する質疑及び企業団の一般事務に関する質問を終結いたします。

○西川議長 この際、議事の都合により休憩いたします。なお、再開の時刻は後ほど御連絡いたします。

(午後二時四十六分休憩)

(午後三時三分再開)

○西川議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。

○西川議長 日程第五の諸議案八件のうち、議決不要の報告第三号及び第四号を除く六件に対する討論は、通告がありませんので、討論なしと認めます。

○西川議長 これより日程第五の諸議案につきまして採決に入ります。

議決不要の報告第三号及び第四号を除く議案第一号から第四号まで並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件外五件を一括して採決いたします。

○西川議長 お諮りいたします。

以上の諸議案六件につきまして、可決、認定することと御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案六件は、可決、認定することに決定いたしました。

○西川議長 これで、本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。これをもち、令和七年十一月定例会を閉会いたします。

午後三時四分 閉会

議長 西川 宏

副議長 坂原 正勝

議員 畑 謙太郎

議員 岡田 伴昌